

国際航路標識機関条約

目的

国際機関(国際航路標識機関)を設立し、航路標識の改善及び調和等を通じて、船舶の安全かつ能率的な移動等のための国際協力をより一層強化すること。(非営利団体として活動する国際航路標識協会(IALA)を国際機関に移行する。)

背景

1957年 国際灯台協会(IALA)設立(所在地:フランス)(1998年「国際航路標識協会」に改名)
2010年 フランスがIALAの国際機関としての地位の必要性を提案
2014年 IALA総会が国際機関への移行に向けた決議を採択 → 条約交渉開始(2017年)
2020年 条約案採択 → 署名開放(2021年1月27日から1年間)
→ 2021年6月に国会の承認を得て、同年7月13日に受諾書を寄託。同日に署名も実施。
→ 30か国が批准等した90日後に発効(2021年7月現在、未発効。)

国際航路標識協会(IALA)の概要

- ◆ 航路標識の国際標準化等の取組のための非営利団体として活動。
- ◆ 2021年7月現在、国家会員89、準会員72、工業会員149。(日本企業は8社、3団体が加盟)
- ◆ 我が国は、1959年に海上保安庁が国家会員として加入。1975年以降理事を務める。

主な内容

- 国際法に基づき、国際航路標識機関(所在地:フランス)を設立する(第1条)。
- 各加盟国は、機関の運営経費として分担金を支払う(第13条)。
- 機関は、国際法上の法人格及び法律行為を各加盟国において行う能力を有する(第14条)。

国際航路標識機関の概要

- ◆ 目的(第3条): 政府及び組織を協働させ、航路標識の改善等を通じた安全かつ能率的な船舶移動、技術協力・能力開発、航路標識の最高基準の採用等を促進する。
- ◆ 任務(第4条): 基準等の策定、情報交換、航路標識関連支援の円滑化等
- ◆ 構成(第5条): 加盟国、準加盟国(自治地域等)、賛助加盟員(民間の企業・団体)
- ◆ 組織(第6条～第10条): 総会、理事会、委員会、事務局等

締結の意義

- IALAにおいて確立してきた各国との信頼関係を維持し、機関における我が国の指導的地位を引き続き確保する。
- 基準等の意思決定への参加を通じて、引き続き我が国企業が有する技術の国際標準化を推進する。
- 「諮問的かつ技術的」な国際機関として、機関が技術的議論に集中できる環境を確保する。

航路標識の例



代表的な航路標識は、岬の先端の灯台、航路の入り口を示す灯浮標など

IALAの活動



海上浮標式(MBS)

灯台及び灯浮標の塗色及び灯質等の国際標準

